

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月23日
【報告者の名称】	九州産業交通ホールディングス株式会社
【報告者の所在地】	熊本市中央区桜町 3番10号
【最寄りの連絡場所】	熊本市中央区桜町 3番10号
【電話番号】	(096) 325 - 8237
【事務連絡者氏名】	取締役 蓑田 幸男
【縦覧に供する場所】	九州産業交通ホールディングス株式会社 (熊本市中央区桜町 3番10号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、九州産業交通ホールディングス株式会社を指し、「公開買付者」とは、株式会社エイチ・アイ・エスを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注3) 本書中の「株券」とは、株式についての権利を指します。
- (注4) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社エイチ・アイ・エス
所在地 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年5月22日開催の取締役会において、取締役4名全員及び監査役3名全員が出席して、公開買付者による当社普通株式の株券取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施について、これに賛同する意見を表明することを決議いたしました。また、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。なお、当社の代表取締役社長である矢田素史氏は、6年7か月ほど前までは公開買付者の幹部従業員であったことから、利益相反取引の疑義が生ずる可能性に万全を期して、決議の公正性を確保する観点から、審議及び決議に参加しておりません。

これらの決議は、矢田素史氏を除いた当社取締役の全員である3名の取締役全員の一致によって行われております。さらに、この取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する意見を表明すること、また本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることに、それぞれ監査役として異議がない旨の意見を述べております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社取締役会が上記(1)の意見に至った理由は、

公開買付者が平成24年5月22日付けで決定した、当社普通株式の取得を目的とする本公開買付けの実施が、その目的、買付予定数及び本公開買付け後の経営方針について、公開買付者から予め説明を受けていた内容に則した友好的なものであって、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断できること

公開買付価格が、公開買付者から予め説明を受けていた内容に則したものであって、「(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」で述べるように、登公認会計士事務所から取得した意見と助言を基に、当社の株式が上場株式でないことに鑑み、本公開買付けが本公開買付価格の妥当性を含めて、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものと判断できること

当社の全株主数750名（平成24年3月31日現在）のうち、その9割弱の670名の株主が熊本県に在住し、株式数比率でも16%強を占めていることから、熊本県民が愛着を持って当社の株式を引き続き保有し、今後とも当社を支援し続けていこうというお気持ちには応えて行くことも大切であること

の三点であります。

当社は、公開買付者から、本公開買付けの概要、本公開買付け実施する目的および意思決定の過程、公開買付価格決定の経緯、本公開買付後の経営方針などについて、次のような説明を受けております。

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、当社の普通株式6,544,100株（当社の平成23年11月29日提出の第97期半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数（20,901,843株）から、同半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の当社が保有する自己株式数（3,364株）を除く株式数（20,898,479株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして31.31%（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合について同じ。）を所有し、当社を持分法適用関連会社としております。この度、平成24年5月22日開催の取締役会において、公開買付者による当社の連結子会社化を目的として、本書の提出に係る公開買付けを実施することを決定いたしました。

上記のとおり、本公開買付けは当社を連結子会社とすることを目的とするものであることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を3,926,100株（所有割合にして50.1%に相当する株式数（10,470,138株（小数点以下切り上げ））から公開買付者が本書提出日現在に所有する当社株式数（6,544,100株）を控除した株式数（3,926,038株）の単元未満に係る数を切り上げた株式数）と設定しており、応募株券等の数の合計が当該買付予定数に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社の中核となる事業の存立基盤が熊本県に根ざすものであり、かつ熊本県民に広く支えられて存続するという公共性の強いものであることをも勘案し（当社の全株主数750名（平成24年3月31日現在）のうち、その9割弱の670名の株主が熊本県に在住し、株式数比率でも16%強を占めていることから、熊本県民が愛着を持って当社の株式を引き続き保有し、当社を支援し続けていると考えられます）、公開買付者は、買付予定数の上限を4,950,000株（所有割合にして55.0%に相当する株式数（11,494,164株（小数点以下切り上げ））から公開買付者が本書提出日現在に所有する当社株式数（6,544,100株）を控除した株式数（4,950,064株）の単元未満に係る数を切り下げた株式数）に設定しており、応募株券等の数の合計が当該買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わず、法第27条

の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

公開買付者は、当社の筆頭株主である澤田ホールディングス株式会社（本書提出日現在保有株式数9,802,200株、所有割合46.90%）との間で平成24年5月22日付で公開買付応募契約書を締結し、澤田ホールディングス株式会社が保有する当社株式の一部（2,822,100株、所有割合13.50%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。澤田ホールディングスと公開買付者との間には資本関係はなく、関連当事者（ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等のこと）に該当していません。また、公開買付者が本公開買付けを行ううえで、澤田ホールディングスとの関係は、形式的特別関係者にも実質的特別関係者にも該当していません。

本公開買付けの背景等

公開買付者は、「もっと多くの方に世界へ飛び出してほしい、いろいろなものを見、たくさんの人と出会ってほしい。」という想いを原点にして、昭和55年（1980年）12月に創業いたしました。日本の海外旅行の変革を求めて、リーズナブルな海外航空券の販売からスタートした公開買付者は、お客様の旅心に添い、自由に思い思いに描かれたお客様の旅をお客様の視点でサポートさせていただき、お客様の自由な旅を求めて、旅行市場に様々な変化を生み出してまいりました。近年では国内旅行や訪日旅行にも力を注ぎ、海外に100か所を超える拠点を展開して、公開買付者は、海外出張や団体旅行、他社および自社ブランドのパッケージツアーまで幅広く取り扱う、総合旅行会社となりました。公開買付者は、「ツーリズムを通じて、世界の人々の見識を高め、国籍、人種、文化、宗教などを超え、世界平和・相互理解の促進に貢献する。」という企業理念の下に、創業以来のベンチャー・スピリットと日本で培った高水準のサービスレベルで、もっと身近で、もっと自由な世界のお客様の“いい旅”の実現を求めて、世界ブランド「H.I.S.」を目指しております。

また、公開買付者は、テーマパークであるハウステンボス（以下「ハウステンボス」といいます。）を運営するハウステンボス株式会社（長崎県佐世保市）（以下「ハウステンボス社」といいます。）を平成22年4月に連結子会社としてグループ会社化し、長崎県や佐世保市、そして九州経済界のご協力も得て、その経営再生と黒字化にも取り組み始めました。現在では、ハウステンボス社は業績を好転させて、公開買付者は、黒字体質が定着しつつあると考えております。

一方、当社は、昭和17年8月に国の戦時統合策に基づき、「熊本の産業振興会社になる」という創業理念のもとに、熊本県下のバス事業者45社とトラック事業者61社が統合・設立され、営業を開始した、九州産業交通株式会社（熊本県最大のバス事業会社）を淵源とする持株会社であります。九州産業交通株式会社は、株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」といいます。）による事業再生支援を受けた時期もありましたが（支援期間は平成15年8月から平成17年10月まで）、平成18年4月には持株会社へ移行しました。当社は、分社化したバス事業、観光事業、不動産事業の三つの事業会社と、熊本県下地方部を走る路線バス、貸切バス、車両整備、フェリーの四つの子会社を通じて、自動車運送事業（一般路線バス事業、観光バス事業、高速バス事業、貸切バス事業）、食堂・売店事業（高速道路のサービスエリアや空港におけるレストランの運営や観光土産品の販売）、不動産賃貸業（約80のテナントからなる熊本県唯一の地下商店街や県民百貨店）、整備事業（一般の自家用車を対象とする車検や板金塗装事業、車両販売、バス整備事業、保険代理店）などの事業を行っております。

なお、当社は、株式を上場しておりませんが、金融商品取引法第24条第1項第3号の定めにより、有価証券報告書を提出する継続開示会社になっております。

公開買付者は、予てから「国内旅行の強化」や「訪日旅行の促進」を中長期的な戦略の中に位置づけておりました。そのような折りに、産業再生機構が当社の事業再生支援を終えて新たな再建スポンサーを募集する機会があり、平成17年8月末から10月初めにかけての公開買付けによって当社の株式を後述のH I S - H S九州産交投資事業有限責任組合を通じて間接的に取得しました。H I S - H S九州産交投資事業有限責任組合が取得した株式数は19,583,500株であり、それに伴う公開買付者の間接保有割合は18.72%となり、この間接保有分を株式数に換算すると3,912,863株強に相当します。この株式取得は、公開買付者の「国内旅行の強化」と「訪日旅行の促進」に向けての相乗効果の実現を目指したものであり、また、当社が行う「バス事業」についても、熊本県民の足を守る公共的事業としてとらえ、責任をもってその経営を支援していく考えで行ったものであります。その後、平成18年4月に、公開買付者は、H I S - H S九州産交投資事業有限責任組合から2,554,400株を取得して直接保有とし、これと間接保有分と合わせた所有割合が23.31%となったため、公開買付者は、当社を持分法適用関連会社といたしました。さらに、平成20年7月末から9月中旬にかけて、公開買付者は、4者から株式を直接に取得した結果、間接保有分と合わせた所有割合が31.31%となりました。なお、H I S - H S九州産交投資事業有限責任組合が平成20年10月下旬をもって解散したため、それ以降は公開買付者が保有する当社株式は全て直接保有となり、公開買付者が保有する当社の普通株式数は6,554,100株になっております。

公開買付者が当社の株式を取得した後、公開買付者の出身者が当社の代表取締役社長に就任（当社へ転籍）して、新企業理念を策定し、旅行営業では公開買付者のコーポレートマークの一部を取り入れたマークを掲示するほか、

海外旅行商品には公開買付者の商品も販売し、ハウステンボスへの日帰りバスツアーを企画・募集・催行するなど、当社と公開買付者はシナジーに取り組んでまいりました。また、当社は、平成19年にはバス事業・車両整備の事業拠点の発展的統合を図り、平成23年3月の九州新幹線全線開業に合わせた観光地へのアクセス向上を図った商品開発などの施策を推進し、「歴史回廊くまもと観光立県」に向けて、観光需要の取り込みを積極的に図る一方で、経費の節減や経営全般の効率化に取り組んで財務体質の堅実な改善を進めてゆくなど、着実に発展の道を歩んでおります。さらに、当社は、熊本市内桜町地区（本社所在地）の再開発プロジェクトの検討にも着手いたしました。

世界経済におけるアジアの成長は著しいものがあり、それとともに、「アジア大旅行時代」がまさに始まりつつあると言っても良いような状況にあります。こういった認識のもと、公開買付者にとって、当社やハウステンボス社がその一員となっている九州地区の観光産業は、「国内旅行の強化」や、中国本土・台湾・韓国からのお客様を対象とする「訪日旅行の促進」という中長期的な戦略を展開するうえで、その位置づけがますます重要なものとなっております。当社が事業を展開する熊本県は、阿蘇山などの観光地を抱えるほか、九州の中央部に位置するという地理的優位性があり、当社の本拠とする熊本市は、この4月1日に全国で20番目の政令指定都市に昇格して「都市ブランド」を入手いたしました。こういった状況から、熊本の重要度は、対アジア戦略や地方分権行政面からも、今後高まっていくものと期待されています。

公開買付者と当社は、これまで事業面や資金の面での連携を適宜行ってまいりましたが、「観光立国」、「ビジットジャパン事業（訪日旅行促進事業）」という国を挙げての施策と相まって、「国内旅行の強化」や「訪日旅行の促進」という中長期的な経営戦略を展開して行くにあたり、公開買付者は、九州地区の観光産業で確固たる地位を築いており、「熊本にもっと深くかかわり、九州全域、日本全国、世界へと視野を広げて」いこうとする当社と、提携関係を一層進展させていくことが、一層のシナジー効果を発揮しうると判断するに至りました。また、公開買付者の株主に対する説明責任を考慮した場合、その提携は、単なる事業提携の深化・発展に留まらず、当社を公開買付者の連結子会社とすることが必要であるとも判断しております。

公開買付者は、投資・運用委員会において、当社が熊本県民に広く支えられて事業展開を図っているという事実も考慮して、公開買付けによって追加的に取得する株式数の範囲や、当社の事業内容等について、種々の検討を重ねました。また、投資・運用委員会は、当社から、現に行っている事業の内容のほか、検討に着手している熊本市内桜町地区の再開発プロジェクトについても聴取しました。この投資・運用委員会は、取締役会の附属委員会であり、投資案件や資金運用方針を審議して代表取締役社長に答申する権限を持っております。その構成員は、業務執行取締役を中心に、会計・税務・金融・投資等についての識見を有する者であります。澤田秀雄氏（公開買付者の代表取締役会長であり、澤田ホールディングスの代表取締役社長でもあります）は別として、澤田ホールディングスの他の取締役や従業員は、この委員会の構成員ではありません。

このような投資・運用委員会における検討結果を踏まえ、公開買付者は、平成24年5月22日開催の取締役会において、本公開買付けを行って当社の株式を追加的に取得することを決定いたしました。さらに、追加的に取得する株式数については、当社の中核となる事業の存立基盤が熊本県に根ざすものであり、かつ熊本県民に広く支えられて存続するという公共性の強いものであることをも勘案して（当社の全株主数750名（平成24年3月31日現在）のうち、その9割弱の670名の株主が熊本県に在住し、株式数比率でも16%強を占めていることから、熊本県民が愛着を持って当社の株式を引き続き保有し、当社を支援し続けていると考えられます）、公開買付者は、取得後の株式所有割合が最大限で55.0%に留まるよう、当社株式4,950,000株（所有割合にして55.0%に相当する株式数）を、買付予定数の上限として設定することにいたしました。

なお、公開買付者は、当社の筆頭株主である澤田ホールディングスとの間で平成24年5月22日付で公開買付応募契約書を締結し、同契約において澤田ホールディングスが保有する当社株式の一部（2,822,100株、所有割合13.50%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

公開買付価格決定の経緯

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際しての参考とするために、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に、当社の株式価値の評価を依頼し、赤坂国際会計から平成24年4月23日に株式価値算定書を取得しております。これは、本書提出日現在において、公開買付者が、当社の普通株式6,544,100株（所有割合にして31.31%）を所有し、当社を公開買付者当社の持分法適用関連会社としていることから、本公開買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避することが目的であります。

赤坂国際会計は、複数の株式価値算定手法の中から、類似上場企業比較法および純資産価額法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。類似上場企業比較法が採用された理由は、当社と比較対象となり得る上場会社のデータを入手することが可能であると考えられるため、一般に公開された情報である同業他社の株価及び財務データを使用することができ、実証的かつ客観的な価値評価が可能になるからであるとされています。DCF法（当社の営む事業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価方法であって、事業継続を前提とした場合の企業価値を行ううえで、一般的に採用される手法の一つ）は、当社による熊本市内桜町地区の再開発計画（当社において検討に着手）について、DCF法によって株価に与える影響を考慮した評価を実施することが困難な状況で

あると判断し、当社の株式価値の算定手法として採用しませんでした。また、市場株価平均法は、当社株式が非上場株式であるために市場株価が存在しないことから、今回の株式価値算定手法の対象から外されており、なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

赤坂国際会計が上記各手法において算定した、当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであります。

類似上場企業比較法 366円から668円

純資産価額法 523円

類似上場企業比較法では、当社と比較対象となりうる事業を手がける上場会社のデータを入手し、EV/EBITDA倍率（企業の将来キャッシュ・フローに基づく指標であり、財務構成による影響が相対的に軽微であると考えられる指標）を比較対象指標として採用して評価を実施するほか、いずれも伝統的な株式評価指標である株価純資産倍率（PBR）や株価収益率（PER）を指標として、当社の財産状況および損益状況が株価に与える影響も考慮して、当社の普通株式1株当たりの価値を366円から668円の範囲で算定しております（ここでEVとはEnterprise Valueを意味し、株式時価総額＋ネット有利子負債で表します。また、EBITDAとはEarnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortizationを意味し、税引前当期純利益＋支払利息＋減価償却費で表します）。

なお、EV/EBITDA倍率が比較対象指標として採用された理由は、DCF法（当社の営む事業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価方法であって、事業継続を前提とした場合の企業価値を行ううえで、一般的に採用される手法の一つ）を株式価値の算定手法として採用しなかったことによります。赤坂国際会計は、熊本市内桜町地区の再開発計画（当社において検討に着手）について、DCF法によって株価に与える影響を考慮した評価を実施することが困難な状況であると判断しました。その根拠として、赤坂国際会計は、再開発計画が検討に着手した段階であるがために、イ）再開発計画の進捗状況に応じたキャッシュ・フローの重要な変動が発生する見込みであるものの、その影響額が現時点で未確定であること、ロ）再開発完了後の想定キャッシュ・フローが、当社の株式価値の評価時点において策定されていないこと、ハ）当社が、再開発を反映した中期事業計画を策定していないこと等を挙げています。こういった事情から、赤坂国際会計は、類似上場企業比較法において、EV/EBITDA倍率を比較対象指標として採用し、当社の普通株式1株当たりの価値を算定するに当たって、当社のキャッシュ・フロー水準が与える影響を考慮するようにしました。

純資産価額法（Net Asset Approach：総資産の時価から負債を控除した額を用いて企業価値を算定する方法）では、一定の客観性を有する評価結果を算定し得るとして、当社の資産・負債の評価額に基づいて、当社の普通株式1株当たりの価値が523円と算定されています。

公開買付者は、上記株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、当社に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けに対する応募数の見通し、当社の過半数の議決権の取得を目的とする公開買付けの際に付与される支配権プレミアムの実例等を総合的に勘案し、平成24年5月22日開催の取締役会において、本公開買付価格を570円と決定したとのことです。

本公開買付後の経営方針など

本公開買付けが成立した場合は、当社は公開買付者の連結子会社となります。もっとも、公開買付者は、当社の中核となる事業の存立基盤が熊本県に根ざすものであり、かつ熊本県民に広く支えられて存続するという公共性の強いものであることを、尊重しかつ十分留意したうえで、当社とのシナジーを追求していくことを表明しており、当社に対して役員の一部派遣を予定しているようですが、当社の経営体制を変更する意向はないとのことです（但し、派遣する人員については、現段階では未定です）。当社の従業員の雇用および処遇についても、公開買付者は現状を維持する予定です。

また、公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的としており、現時点において本公開買付けによってその目的を達成した場合には、公開買付者は、当社の株券等を追加で取得することを予定していないとのことであります。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社取締役会は、登公認会計士事務所に対して、公開買付者が平成24年4月23日に赤坂国際会計から取得した株式価値算定書について、採用された評価方法、算定された当社の普通株式1株当たりの価値、そして公開買付者が1割弱程度の支配権プレミアムを考慮する意向であることの各点につき、意見を求めました。これに対する登公認会計士事務所の意見は、採用された評価方法は適切であり、算定された当社の普通株式1株当たりの価値は妥当であるというものでした。

採用された評価方法が適切である理由として、DCF法の不採用は、DCF法が将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価方法であるため、当社が検討に着手した熊本市内桜町地区の再開発計画について恣意性を排除して将来収益に含めることが困難であることから適切であるとされています。類似上場企業比較法の採用の適切性については、当社の規模と相対的に類似性があると認められる上場企業が選定されていることが理由とされ、それによって一定程度の客観性のある

評価が算定可能であることから、この方法で算定された株価も妥当であるというものでした。純資産価額法の採用が適切である理由として、時価の存在する当社の主たる資産（土地や有価証券）について、客観性のある指標を用いて時価が算定されていることが挙げられており、そして当該時価を考慮した「修正簿価純資産額」で当社の株価が算定されていることから、算定された当社の普通株式1株当たりの価値は妥当であるというものでした。

また、公開買付者が支配権プレミアムを考慮する意向であることについては、当社の株式が上場株式でないことによる流動性ディスカウントよりも支配権プレミアムを重視するということであって、本公開買付けの目的にあげられているシナジー効果の推進による当社の企業価値の向上を見込んだものであるとして評価できるという趣旨の意見でありました。

さらに、当社取締役会は、本公開買付価格についても登公認会計士事務所に意見を求めたところ、公開買付者が当社の事業を高く評価していることの表れであって、支配権プレミアム等を考慮した本公開買付価格は、当社及び当社株主にとって評価できるというものでありました。

本公開買付けに関する意見を表明するために、当社が平成24年5月22日に開催した取締役会は、上記「(1)本公開買付けに関する意件の内容」に記載のとおり、当社の代表取締役社長である矢田素史氏が、6年7か月ほど前までは公開買付者の幹部従業員であったことから、利益相反取引の疑義が生ずる可能性に万全を期して、決議の公正性を確保する観点から、審議及び決議に参加しておらず、矢田素史氏を除いた当社取締役の全員である3名の取締役全員一致によって決議が行われております。また、この取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席して、それぞれの決議に異議がない旨の意見を述べております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

普通株式

氏名	役名	職名	所有個数 (個)	株式に換算し た数(株)	株式に換算した 議決権の数 (個)
矢田 素史	代表取締役社長	監査室管掌・経営企画グループ管掌	200	20,000	200
森 敬輔	常務取締役	IT推進グループ管掌	50	5,000	50
嶋津 正則	取締役	再開発プロジェクト管掌	50	5,000	50
蓑田 幸男	取締役	総務・法務グループ管掌・人事グループ管掌・経理グループ管掌	16	1,600	16
田上 博宣	監査役	常勤	20	2,000	20
建部 明	監査役	-	-	-	-
櫻井 幸男	監査役	-	-	-	-
計			336	33,600	336

(注1) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役建部明及び櫻井幸男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上